

156-参-予算委員会-8号 平成15年03月07日

※政治と金の問題、金融・経済政策、教育基本法見直し等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

まず冒頭、坂井隆憲さんの逮捕許諾の問題についてお伺いしたいと思います。

先ほど開かれた衆議院本会議におきまして、坂井隆憲さんの逮捕について許諾を求める件、満場一致で認められたようでございますが、現時点において、本日恐らく逮捕されるだろうというふうに言われているわけでございますが、現時点において逮捕されているという情報に接しておられるかどうか、官房長官、お願いします。

○国務大臣（福田康夫君） ちょっと前に逮捕されたという情報がございました。

○辻泰弘君 坂井さんは福田長官とも同期議員で通られたというふうなことも言われておるわけでございますが、この件どのように受け止めておられるか、感想をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（福田康夫君） 同期であるということで、そういう国会議員同士の付き合いというものはしてまいりました。そういうよく知っている国会議員が逮捕されるというような事態になったということについて極めて残念に思っております。

政治と金をめぐる様々な問題が生じていると、こういう中でもってこういう事態になったということでございます。こういうことが起こらないように、政治家として十分気を引き締めていかなければならないと考えておるところでございます。

○辻泰弘君 この間、坂井さんの秘書さんが逮捕されたときに、福田長官はこのようなおっしゃっているようなんですね。極めて遺憾に思っている、まあそこはいいわけですが、政治家自身は非常に注意しているが秘書にも厳しさを求めなくてはいけないと思うと、このようにおっしゃっているようですけども、事実ですか。

○国務大臣（福田康夫君） この事件の全体が、今でも私よく承知しているわけじゃありませんけれども、全体が分からない。要するに、秘書が逮捕されたということの段階において聞かれたことに対して、そのように答えております。

○辻泰弘君 一般論として、官房長官は、そうすると政治家自身は非常に注意していると、

こういう認識をお持ちなんですか。

○国務大臣（福田康夫君） 私は、ほかの方のことを申し上げるつもりはございません。私自身としては十分注意しております。

○辻泰弘君 ただ、これは報道が多分事実だと思いますけれども、政治家自身は非常に注意しているが、秘書にも厳しさを求めなくてはいけないと思うということは、政治家よりも秘書の方がいい加減だというふうにおっしゃっているというふうに思うんですけれども、そうじゃないんですか。

○国務大臣（福田康夫君） 短いやり取りの中で言っていることで、そのように厳密に、厳密にその解釈、意見、解釈せいか言ったようなことについて、それはちょっと質問が細か過ぎるんじゃないかと私は思います。

○辻泰弘君 この問題も、また農水大臣の問題も含めてでしょうけれども、総理大臣は、三月六日の委員会におきまして政治資金に関して、今国会で改善措置を講じていかなければならないと、こういうふうにおっしゃっている。また、もっと分かりやすく政治資金について国民から協力を得られるような形にしていきたいと、このようにおっしゃっているわけですが、どういうふうに取り組んでいかれるのか、官房長官、御方針をお願いします。

○国務大臣（福田康夫君） 先般、総理が申し上げていると思います。これは、政治資金、政治献金の在り方などについては、現在、自民党や与党内において議論、検討が進められているところであると、今国会において一歩でも前進するような措置を講じ、国民の政治に対する信頼の回復に努めてまいりたい、このように答弁されていると思います。

○辻泰弘君 まずは政党の議論ありきということになりましょうか。

○国務大臣（福田康夫君） これは政治家のことですからね、政治家として政党で議論されるのは当然だと思います。

○辻泰弘君 政治資金規正法を所管されるという意味合いで総務大臣にちょっとお聞きしたいんですけれども、こういうコメントがよくあるわけです。政治資金規正法違反は汚職事件の最後に付けるものだと、このような検察の幹部も言っているというふうなことが伝わったりするわけですが、それだけ政治資金規正法というものが、何と申しますか、形式的なものになっているということだと思えるんですけれども、そういうものはやっぱりしつ

かりとしていかなければならぬと思うんですが、片山大臣としてのそのことについての御見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 今のお話がどういのお話かよく分かりませんが、政治資金規正法はしっかりしておるんですよ。ただ、私どもの方の、例えば総務大臣や都道府県の選挙管理委員会がね、中身もチェックして、きっちりそれを、そのいい悪いを判断してというようなことにはなっていないんですね。報告を受け取って、その代わり、全部書いてもらって、報告を受け取って公表して、国民の皆さんにその公表した結果を見てもらって判断してもらおうと、こういう法律なんですね。そこのところがいろんな御議論あるのかもしれませんが、そういう仕組みで各党合意して作られておりますからね、政治資金規正法が悪いわけじゃないんですよ。是非そこは御理解賜りたいと。

○辻泰弘君 坂井さんの件ですけれども、労働政務次官をされていたということのようでございますが、厚生労働大臣、坂井さんが労働政務次官であられた期間はいつからいつまでかということをお教えいただけますか。

○国務大臣（坂口力君） まあ、聞かれることもあるんじゃないかと思って用意をしてきたわけでございますが、就任は平成八年の一月十二日から、退任は八年の十一月の七日でございます。

○辻泰弘君 今のは伝えておりましたので、まあそれは当然だと思いますけれども。

それで、その時期は派遣労働に関する規制緩和が議論になった時期に符合するのではないかと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） これも調べてまいりました。

この派遣の拡大が十六業種から二十六業種へ拡大されたわけでございますが、これは平成六年の十月の二十四日に中央職業安定審議会におきまして労働者派遣事業制度の見直しということで検討を開始をいたしております。そして、平成七年の十二月の十八日、中央職業安定審議会建議といたしまして、適用対象事業の拡大を十六業種から二十六業種へということにいたしております。このときに、育児とか介護休業代替要員にかかわる労働者派遣事業を実施を可能とすることということが書かれてありますために、この介護のところを加えましたために法律改正が必要であったということで、この法律改正は、平成八年の三月一日に法案を国会提出をいたしまして、そして六月の十一日に法案可決、成立をいたしているところでございます。

○辻泰弘君 この坂井さんが労働政務次官に在任されていた期間と労働者派遣法との関係

が注目されているようでございますが、この点について、厚生労働大臣、どう受け止めておられるでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 今も申し上げましたとおり、この適用対象範囲の拡大は、坂井さんが就任されます前年の十二月の十八日にこれは決定をいたしております。これは、労使の皆さん方もお入りをいただきまして一年間真剣な御議論をいただきまして、そして決定されたものというふうに聞いている次第でございます。

したがって、この派遣範囲の拡大につきましてはそうした経緯があるわけございまして、坂井議員が政務次官に就任されましたのはその翌年の八年一月十二日からございまして、この派遣の拡大につきましては、これは一年間の御議論を経て、そして決定されたものでございますから、何らこれは関係がないと思っております。

○辻泰弘君 政治と金の問題についてはまた、後でまた来週も質問することになると思いますが、次のテーマに移らせていただきます。

金融政策、経済政策についてお伺いしたいと思います。

竹中大臣は、例のETFは絶対もうかりますと発言されて物議を醸したわけですが、結局、大臣御自身は今日までETFを買わなかったということなんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） あれ以来、大変ばたばたしておりまして、まだ証券会社に行く時間がございません。

○辻泰弘君 では、時間があれば買いたいということでございますね。

○国務大臣（竹中平蔵君） これは閣僚懇で、御承知のように、貯蓄から投資への流れを作りましょうと。その意味で、日経二二五やTOPIXに連動をしているETFというのは、日本の未来に投資するという意味があるということで、先頭に立ちましょうと私自身が呼び掛けたものでございますので、私が呼び掛けた以上、私もやはりそのような行動を取りたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 大臣は、竹中大臣ですけれども、一月のスイスのダボス会議で、いつもおっしゃっていることでもありますけれども、マネーサプライの増加は不可欠と、こういうことをおっしゃった上で、それを全体として統御するのは日銀の仕事で、日銀は様々な資産を購入できると、こういうことをおっしゃっている。また、テレビ番組等でも、日銀の買う資産にはいろいろ工夫する余地があると、こういうふうにおっしゃっているわけですが、大臣としては、どういう資産が日銀の購入対象となると考えておられるでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 私が申し上げている点は常に二点でございます。

やはり、マネーサプライを増やしていただきたいということ。マネーサプライを増やすには幾つかの方法がありますが、基本的にはマネーが世間に出回るためには、マネーではない貨幣とは代替的な資産を何か買ってマネーを出すというのが一つ考えられる方法であります。

第二の点は、しかし、具体的にこれは金融政策の手段でありますので、買える資産というのは、これはいろいろあるというふうに思います。専門家の間でも、どこまで買うべきだと。狭く買うべきだ、広く買うべきだと、意見はいろいろございますが、その政策手段の選択に関しては、金融専門家たる独立した日本銀行が正に独立して決定すべきであるというふうに思っております。

○辻泰弘君 もとより日銀が独自に決定されることは当然だと思うんですが、ただ、日銀法の十九条には財務大臣又は経済財政担当大臣、金融政策決定会合に出て意見を述べられる、述べるができること、現に出ておられるわけですけれども。やはり、そのマネーサプライを増やしていきたいということをおっしゃるんならば、その政策手段についても、やはり経済財政・金融担当大臣としてやはり意見をおっしゃるべきじゃないかと私は思うんです。だから、こっちだけ、目標だけおっしゃって、途中を何か回避されているような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 基本的には日本銀行の独立性をどのように担保できるかと、これはやはり先進国の共通した、先進工業国のやはり共通した課題であろうかと思えます。

これは先進工業国だけでなくて発展途上国ももちろんそうだと思いますけれども、その際に、独立性には二つの考え方がある。一つは、政策目標を決めるという独立性なのか、政策手段を選ぶ独立性なのか。私の立場は常に、政策目標はやはり政府、日銀一体となつてこれは考える必要があるのではないのでしょうか。

その意味で、政策目標の議論に関して日本銀行の独立性というようなことは、これはそれだけを取り出して強調すべきではないのではないかと思っております。しかし、政策手段の選択に関しては、これは極めて日本銀行の独立性を尊ぶべきであるというふうに思っておりますので、中抜けという、中が抜けているのではないかということではございますが、私自身はそこはやはり日本銀行の独立性を重視して独立して決めていただくべき問題だと思っております。

○辻泰弘君 現在で新たな副総裁と目されている武藤さんは財務次官の当時に財政法が禁じる新発国債の直接引受けのための法改正を検討したというふうなことが言われているわけですが、経済政策として新発国債の日銀の直接引受けについては、大臣としてはどうお考えになっていますか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 基本的には、先ほど言いましたように、貨幣ではない、貨幣とは代替的な資産を日本銀行が買って、マネー、お金を市中に出回るようにする。

そのときに、しかしやはり幾つかの留意点があるんだと思います。できるだけ日本銀行が資産変動のリスクを負わないようにする。だから、資産変動の物すごく大きいものは余り買わない方がいいですね、確実なものがあればそっちの方がいいですねということになる。もう一つやはり考えなければいけないのは、一方でやはり財政規律というものは、これはこれで重要な問題でありますから、財政規律を余り損ねるようなやり方でない方がいいですね。

その意味では、直接的に日本銀行が国債を引き受けるということに関しては、これはやはり多くの国で、これはやはり少なくとも余りやらない方がいいんじゃないかと、劣後の政策であるというふうに私は考えているんだと思います。

○辻泰弘君 財務大臣、塩川大臣にちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしゅうございますか。

いわゆるインフレ目標について、塩川大臣が物価水準を上げたいと、九七年度の物価上昇率二・一％ぐらいが一番いいというふうにおっしゃっているわけですが、二％ぐらいがいいとおっしゃる根拠は何でしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君） 物価は経済成長の結果として出てくるものでございますから、そこへ至るまでの間、経済成長率が相当言わば成長するであろうと。そうすると、今すぐに何％期待と言うことはできないけれども、中期的な目標を定めるとするならば、二％ぐらいの物価の上昇ということをおねらうということは、経済成長で見ると三％近くの経済成長は可能であるのではないかと。そういうことが現実の問題としては難しいですけれども、そこをやっぱりらんであらゆる政策を集中、整備していくべきであろうと、そういう私は考えでございまして、これは役所が考えているんじゃないかと。私自身がそのぐらいのことがいいと。

したがって、そうすると二％ぐらいというのはどのときだったかと調べましたら、平成九年がそうだったんですね。その翌年からどんと日本の経済は悪くなってしまったんです。ですから、やっぱり二％ぐらいの経済成長だったら日本の経済も締まってきているんだなという、安定した状態になるんだなと、私はそう思いまして二％ということをおっしゃるわけですね。

○辻泰弘君 日銀は今ゼロ％以上ということをおっしゃっているわけですが、そうすると、その日銀の目標自体やはり二％とかにすべきだということになるんでしょうか、大臣のお考えとしては。

○国務大臣（塩川正十郎君） 日銀とは話はしていますけれども、日銀に何%成長をやってくれとかいう、そういう要請はしたことは、話したことはありません。個人の意見として、いろいろ役員でございますからそういうことも会話もいたしますから、私の考えとしてはこうだと。日銀はそれは十分承知してくれています。

とにかく日銀は、それよりもまず、まずゼロ%以上にすることが先決ですと、こう言っているのです、だから、どうぞそれを急いでできるような政策を日銀の中で手段としていろいろ取って考えてくださいということを言っておるわけです。

○辻泰弘君 竹中大臣にもお伺いしますけれども、インフレ目標の設定についてですけれども、目標の設定自体は余り意味がないんだというふうな言い方をされていると思うんですけれども、そのことの意味を教えてくださいませんか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 私が申し上げているのは、インフレ目標を一つの金科玉条のごとく魔法のつえのように議論するのは、これは少し違うのではないかと、こういうふうに申し上げているわけです。

重要なのはマネーサプライを増やすということであって、じゃマネーサプライをどのような形で増やしていくかというに当たっては、これは物価目標を設定した方がよいと言う専門家もいるし、様々な考え方がいる。そういうその中で議論すべきものであって、マネーサプライが増えることが重要で、重要なのであって、あくまでもですね。そのインフレ目標だけを何か独立して魔法のつえのように議論をしているとすれば、それは違うのではないだろうか、そういう趣旨のことを申し上げているわけです。

○辻泰弘君 竹中大臣のいろんな政策問題等々につきまして、また経済問題については、来週以降また質問させていただきたいと思ひまして、次のテーマに移らせていただきます。

教育基本法の見直しについてでございます。

小泉総理は、二月五日に本会議におきまして、参議院ですけれども、教育基本法は教育の根本を定める憲法とかかわりの深い法律であると認識していると、こうおっしゃっているわけでございます。

総理は、このように教育の根本を定める憲法とかかわりの深い法律だと教育基本法を位置付けておられる。これはどういう経緯、どういう性格によるものなのか、文部科学大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（遠山敦子君） 教育基本法は、日本国憲法と関連して教育上の基本原則を明示して、憲法を徹底しますとともに教育本来の目的の達成を期して、昭和二十二年に制定されたものでございまして、憲法とかかわりの深いものと考えております。例えば、

教育基本法の前文におきまして、この法律が憲法の精神にのっとったものであるということをお明記いたしております。

また、例えばそのかわりについてでございますが、教育基本法三条の教育の機会均等に関する規定がございますが、これは憲法二十六条一項の教育を受ける権利、それから憲法十四条一項の法の下での平等という規定を教育の分野において具現化するものでございまして、教育基本法四条の義務教育に関する規定は憲法二十六条二項の規定の趣旨を具現化したということで、かわりのあるものでございます。

○辻泰弘君 総理は、二月五日日本会議におきまして、教育基本法の見直しについては、与党と十分相談するとともに、幅広く国民的な議論を深めながら取り組んでいきたいと述べておられるわけですが、与党内でも見直し自体に多くの議論があるようでございます。

自民党の中でも、野中広務さん、前幹事長は、愛国心なんて育った環境で自然に生まれるもので法律に書けばいいものじゃないと語っておられるようでございます。

また、与党の中でも公明党の浜四津議員、二月五日の代表質問において、教育基本法は準憲法的性格を持つ法律だから、その改正は憲法と同じく時間を掛け、十分な国民的議論を経て慎重に結論を出すべきものだ、現在の教育にかかわる深刻な問題が教育基本法の改正で解決できるとは到底思われないと、このようにおっしゃっているわけです。

我が党の、我が会派の角田会長も質問されておりますが、同趣旨であるわけでございますし、また私自身、この見解、非常に同感するわけでございます。

そこで、公明党を代表して入閣されているという意味で、坂口大臣、直接の御所管じゃないわけですが、公明党としての基本、教育基本法についての見解を教えてください。あるいは、個人的な思いも含めてお願いします。

○国務大臣（坂口力君） 先ほど、文部科学大臣から御答弁がございましたとおり、現在、文部科学省の中央教育審議会におきまして、時代や社会の変化に合わせて教育の根本にさかのぼって見直しの議論が行われているというふうにお伺いをいたしております。そして、三月末にはその答申が出るということもお聞きしているわけでございます。これを受けて、与党内におきましてはハイレベルな協議の場を設けて十分な議論を展開するというふうにお伺いしているところでございまして、私といたしましてはその行方を注目したいと思っております。

○辻泰弘君 文部科学大臣にお伺いしたいと思うんですが、昨年十月、日本PTA全国協議会が小中学生の親に対するアンケート調査を行っていらっしゃる、その調査結果とそれについての評価をお聞かせください。

○国務大臣（遠山敦子君） 社団法人日本PTA全国協議会が昨年五月から七月にかけて、

教育、学校教育改革についての保護者の意識調査の報告書が出たわけですが、その期間に行った調査についての報告書によりますと、教育基本法に関しましては、回答者の約八割が内容をよく知らないと答えたことは事実でございます。本文を見たことがなく、内容もよく知らないというのが四三%、見たり聞いたりしたことはあるが内容はよく知らないという人が四一%でございますが、なかなか普通の日本人にとりまして、ある法律、しっかりと全部読んだかと言われれば、なかなかそれも答えないのかなとも思うわけでございます。

ただ、私どもといたしましては、できるだけ、教育基本法というのは教育の根本の法律でございますので、広く国民の皆様理解をしていただき、将来の在り方についてもお考えいただくことが大事だと考えておまして、昨年十一月、中央教育審議会での中間報告が出ましたが、その後、一日中央教育審議会公聴会などを開いたりいたしまして、今後ともその内容の普及については力を尽くしていきたいと思っております。

○辻泰弘君 今のに付け加えまして、見直す必要があるかどうかよく議論すべきであるが四五%、分からないが三四%という数字もございまして、また、本文を熟読しており、よく理解をしている層ほど、基本法をより詳しく知っている人ほど、見直しは不要だという人が多いと、このような結果にもなっているわけでございます。

また、三月四日、日本教育学会など教育関係の二十五学会が文部科学大臣並びに中教審に対して慎重審議を求める要望書を出されたというふうに伺っているわけでございます。

このような調査結果等々を拝見しますときに、総理がおっしゃっているように、幅広く国民的な議論を深めるべき段階ではないかと私は思うわけですが、そのような方向で国民的議論を深めていくと、その精神でやっていただきたいと思うんですが、文部科学大臣、いかがですか。

○国務大臣（遠山敦子君） おっしゃるとおりだと思います。三月末に答申が出ましたら、またその内容について普及を図りたいと考えております。

○辻泰弘君 そこに尽きるといえばそうなんですけれども、やはりこれは正に準憲法的なものでございますから、やはり国民的な議論をしっかりと深めて国民の意思の所在を求めていくこと、そこにまず第一段階があると思うわけでございます。

そういう意味で、政府としても、内閣としても、しっかりと国民的議論を大切にすることで取り組んでいただきたいと思うんですけれども、広報的な意味も含めて、官房長官、一言お願いします。

○国務大臣（福田康夫君） この問題の重要性については先ほど文部科学大臣も述べられておりますので、今回、昭和二十二年制定を、これを作り直すわけですから、これはもう

慎重に今、中央教育審議会で審議をしております、その結論を待って、これは当然のことながら広く広く国民各位に御理解を賜るような政府としての努力も必要だと思っております。

○辻泰弘君 是非、そういう精神で取り組んでいただきますようお願い申し上げたいと思います。

時間が限られてまいりましたけれども、最後のテーマとしまして、大島大臣の問題についてお伺いしたいと思います。

大臣は、衆議院法制局のお問い合わせについて、大臣の立場と議員個人の立場というものをしっかりと峻別するというので、その重要性を我々に教えていただいたと思うわけでございますけれども、さて私、昨日、この大臣に対する質問を通告するに当たり、農水省の方にすることになったわけでございます。やはり、農水省の方は国民の税金で仕事をされている方でございますが、その方に対して大臣の個人の、まあ疑惑と言ったら失礼かもしれませんが、そういう問題について仕事をさせることが私はよかったのかなといささか反省するようにも思うんですが、大臣、大臣に直接私、農水省に渡してよかったですでしょうか。

○国務大臣（大島理森君） あ、委員、今の御質問はあれでございましょうか、あの、資料を取りに行かしたのは——じゃなくて。

○辻泰弘君 いやいや、私が通告するのが相手が事務局、農水省の事務局の方で。

○国務大臣（大島理森君） 官房の仕事の規約あるいはそれ見て、先生も御存じだと思いますが、国会との連絡というのがあるんです。したがって、私はそれは、私に対するまあ質問等々についての先生からの御意見を伺うというのは、農水省の連絡室あるいはそういうところで間違いがないのではないかと、このように思いますが。

○辻泰弘君 大島大臣のそういう個人にかかわる質問について、そうすると事務方の方がそういう質問通告を持ってこられた。その後はどういう対応になるのでしょうか。大臣の手元に直接来ることになるのでしょうか。

○国務大臣（大島理森君） 委員が今、個人個人とこうお話をされます。我々は、先生は参議院議員であり、私は衆議院議員だと思います。議員というその立場を個人というならそうであるかもしれませんが、つまり議員であるという意味で。

そこで、そういう質問がございまして当然に、週刊文春によく書かれることが、それをベースにして御質問されることが非常に多うございますので、私どもは既にそういうもの

の分析をしながら、その部分あるいは私にかかわる秘書、秘書にかかわることについては、私は、弁護士や私のスタッフ、これで最終的な答弁書を作ります。

○辻泰弘君 谷垣国家公安委員長にお伺いしたいと思うんですが、公安委員長はこの大島農水大臣の元秘書の現金受領問題について発言をされているようですけれども、お考えをお示しいただけますか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 委員お尋ねの件は、閣議後の記者会見において質問がありまして、それに答えたこととの関連でお尋ねがあったというふうに思います。

そこで、私がそこで申し上げましたのは、事実関係を十分把握しているわけでもないの立ち入ったコメントをすることは、その立場でもないし差し控えたいということをお申し上げ、ただ、一般論として、政治と金の問題は何かと、こういうような御趣旨でありましたので、一般論として二つあるということをおそのとき申し上げたと思います。

一つは、政治の信頼という上から、やっぱり外から見るときどう見えるかということはお我々大事にしなきゃならないということをお一つ申し上げました。それからもう一つ、さはさりながら、我々の政治活動というのは全く金なしでやるわけにもいかない、一種の民主主義のコストというものが要るわけで、それをどういう仕組みでやったらいいかということはお我々も絶えざる議論が必要であると。多分、これが完璧という制度はないんだろうと、どういう制度を作ってもまたその、何というんでしょうか、副作用というか、そういうものがあるだろうし、常にその工夫を重ねる議論をしなきゃいかぬと、こんなことを申し上げたと思ひまして、それは現在でもそういう気持ちであります。

○辻泰弘君 この大島大臣の元秘書の現金受領問題について、国家公安委員長、外から見たときにはどういうふうに見えているというふうに思われているのでしょうか。

○国務大臣（谷垣禎一君） それは、今もちょっと申し上げましたが、具体的な事実関係を十分把握しているわけでもありませんし、こういう場で具体的なコメントをお申し上げる立場でもないと思ひますので、お答えは差し控えさせていただきますと思ひます。

○辻泰弘君 総務大臣、ちょっと選挙、政治資金に絡むことなので教えていただきたいと思ひますが、大島大臣の元秘書さんが一年半六百万円を預かっていたということをお大島大臣がおっしゃっているわけですけれども、選挙に用立ててくださいと、こういうことで六百万円を渡されたということのようです。選挙に用立ててくださいと言われて現金を国会議員の公設秘書が受け取った場合に、政治資金収支報告書か選挙運動費用収支報告書のいずれかに記載されてこないような選挙に用立てる金の使い方というのはあるのでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 法律上はこうなんです。公選法では、選挙の出納責任者になりますと、すべての収入支出を収支報告書へ記載して出してもらい、それが一件一万円以上なら住所、氏名を書くと、こういうことですね。

それから、政治資金規正法の方は、これは会計責任者なんでしょうか、この人がすべての収入支出を記載して、収支報告書に記載して、それで出してもらい。こっちの方は五万円ですね、五万円の寄附をした場合、五万円以上の寄附をする場合には、五万円を超える寄附をする場合には住所、氏名を書くと、こういうことなんです。

それで、大島大臣の場合には事実関係なんです。この事実関係については、私どもは全く承知できる立場にないものですから、どういったこういったということはありますけれども、事実関係に、いかんによると、こう思いますので、これが選挙のためのあれなのか、単に、単なる個人的な預かりなのか、その辺については私よく承知しておりませんので、どうこうと言うことは差し控えさせていただきます。

○辻泰弘君 この大島大臣の元秘書さんが受け取られた六百万円ですけれども、その法的な位置付けが政治資金規正法に違反しないんだというお考えだと思うんですけれども、その場合には、その六百万円はやはり業務上横領されたものと考えざるを得ないと思うんですけれども、大臣はなぜ告訴されないのでしょうか。

○国務大臣（大島理森君） 平成十二年の選挙のときだったそうでございますが、そのオーナーの志を持ってこられたと。私、そのときにどういう会話をされたかも何にも分かりません。ただ、後の報道、また彼からのあれによれば、どうやら選挙に役立ててほしい、あるいは選挙活動に役立ててほしいということと言われたと。そしてその後、平成十三年の暮れに、そのビル会社、オーナーの周辺でございましょうか、そういううわさがあるということを私どもの東京のスタッフが聞き及んで、それを彼に確かめて、それが事実であって、その後私に報告があつて、彼に問いただした。そうしたら、済みません、預かっていましたと。おまえはこれを自分の私的流用にも使ったのではないかと言ったら、イエスもノーも答えませんが、一年半も自分のところに預かってということは、常識的にそのままで預かっておるといことはちょっと考えられないな、二十年間も青森から連れてきて本当に信用して秘書としてやってまいりまして、私は、まずそのときに、直ちにお返しするのがこれはおまえの責務だ、したがってお返しするようにしなさいと言ったわけです。

横領であるかどうかというのは、私は、法的にこれは判断できませんが、いずれにしても、資金管理団体、政党支部、選挙母体、こういうものに入ったという実態に全くない、だれも知らなかったということでございますから、私は、まずお返しをさせることが、まずこの問題の一番大事なことだと言って、そのようにさせました。

○辻泰弘君 大島大臣は、二月二十一日の記者会見で、元秘書について、受け取ったお金は返しているし、二十年間支えてくれた一面もあると、こういうことをおっしゃっているわけです。刑事告訴しないことを示唆したというふうに伝えられたわけですが、要は告訴しないというのはそういうことだということでしょうか。

○国務大臣（大島理森君） 横領という実態になるのか、まあ弁護士さんとも一回議論したことはあるんです。先ほど申し上げましたように、資金管理団体あるいは政党支部あるいはまたその選挙母体、こういうものに、実態として、それがもう来た後に、そういうふうなものが、本人がそれを使った、あるいはとどめ置いたということであればという議論もございます。

いずれにしろ、私の、そういう法律的な側面と同時に、今、委員がお話しされましたように、私は甘過ぎると、こう言われますが、起こした行為、これに対してはすぐ返しなさいと叱責もいたしました、辞めさせもいたしました、二十年間私に尽くしてくれたという側面もなくはございません。したがって、まず自分の責任で返しなさいと、そのことが一番大事だと判断をいたしました。

○辻泰弘君 今のは、弁護士さんとも相談されて、業務上横領と疑わしきことであるという認定の上に、しかし情もあるからということなんですか。

○国務大臣（大島理森君） 明確にそういうふうなことであるという思いは、私にはまだ判断しかねます。

○辻泰弘君 塩川大臣、ちょっと税務的に聞きたいんですけども、今の場合は政治資金、政治資金じゃないと、政治資金収支報告に入れていないと。そうすると横領である可能性があるということになりますね。そして、この秘書さんは一年半預かっていたといいますから、それを流用していたということになるわけですね。そうすると、たまたま一年半たって分かったから返しているわけですけども、それが分からなかったらずっと持っていたかもしれないということになるわけです。

そうすると、それは所得か贈与か何らかの形での課税関係が発生することになるんじゃないでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君） いや、もう個々で違いますから、私からコメントはできません。

○辻泰弘君 大島大臣にお伺いしたいと思うんですけども、これは文春の記事でございますけれども、二月二十七日付け文春の記事では、元秘書は、週刊文春ですね、六百万円

について、自分の懐に入れたことはありません、私はきちっと渡しています、お金は宮内さんに渡しましたと、こういうふうに答えておられるわけですね。これは、真偽は私は分からないですよ。ただ、それは、その部分について大臣は、元秘書が一年半預かり、その一部を流用したと明言されているわけです。いずれが真実なのでしょう。

○国務大臣（大島理森君） 私が申し上げているのが事実であると、このように思っております。

これは、先生もそうだと思いますが、二十年間、約、青森のときから運転手やったりして連れて、私の親戚にも当たります。そういう意味で、私がきっちり彼に聞いて、そして、そういうふうなことから私自身申し上げていることが正しいと、このように確信しております。

○辻泰弘君 そうすると、虚偽の報道ということになるのでしょうか。

○国務大臣（大島理森君） 虚偽であるかどうか、また、その秘書がどのようにお答えしたのかは分かりませんが、時として私はもう文春、週刊文春の記事について提訴を二回いたしております。ですから、虚偽かどうかということについては、ある全体の言っている一部分を取り上げて記事にしている部分もございまして、これは私は定かに論評するわけにはまいりませんが、私が申し上げておることは確信を持って申し上げている次第でございます。

○辻泰弘君 大臣は記者会見において、政治家として、秘書の監督責任については代議士には大きく責任があると、こうおっしゃっているわけですね。そのことは今もお気持ち変わらないですね。

○国務大臣（大島理森君） いずれにしても、こういう委員会等で様々の御議論をいただくということについては私は深く反省をいたさなければならないところもございまして、私自身、率直に言って、おまえは甘い、こう言われました。そういう意味で、自らの足下をしっかりと作り直して、そしてやっていかなければならないという反省と同時に不徳を感じているのは今の私の心境でございます。なるがゆえに、身を律してWTOあるいは農政改革、そういうものに全力を尽くして御批判を仰ぎたいと、こう思っております。

○辻泰弘君 大島大臣は、秘書官がお辞めになったその段階のコメントで、解任した理由を、政治家は信頼の欠如に敏感でなければならないと、このように説明されていると思うんです。その後、今回の六百万円のことがあったわけですが、このこともやはり信頼の欠如ということにつながっていると思うんです、国民から見たときに。そのことについては

非常に敏感じゃなくて鈍感だと思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣（大島理森君） 政治家の責任という問題については、正に様々な責任が問われると思いますが、もちろん、そういう批判あるいはまた御指摘、こういうものを全身に受けながらも、今、国家、国益、国民のためになさなければならない農林水産大臣としての職責に全力を尽くすこともまたその責任であろうと、このように思っております。

○辻泰弘君 昨年の十月ですね、大臣の進退を問う記者の質問に対して大臣は、人間として、政治家としての生きざまというのがあると、このようにおっしゃっております。大臣の生きざまとは何なんでしょうか。しかるべきときに潔く責任を取るとというのが大臣の生きざまなのか、あるいは国会、マスコミ、国民全体からの批判のあらしにも耐えて過ぎ去るのを待つと、そういうのが生きざまなのか。いかがですか。

○国務大臣（大島理森君） 私は、十九年目になりましょうか、その間、多くの諸先輩からの御指導をいただきながら、官房副長官、あるいはまた三回の、今この内閣やらしていただいて、国会のこともやらしていただいております。そういう中で、与野党の先生方とも様々な形で御議論をいただいたり、あるいはまた信頼をいただいたりしてまいりました。己をやはり殺して、そして公のために全力を尽くすという思いで私自身はやってまいりました。その間、先ほども申し上げましたように、足下においていささか自分の、しっかり見ながら公のために尽くす、そうしなければいけないことも改めて今回は反省しておりますが、政治家が問われるのは、様々問われますけれども、今の職責をしっかり全力を尽くしてやって評価をいただくことが今私の生きざまではないかと、このように思っております。

○委員長（陣内孝雄君） 時間が参りました。

○辻泰弘君 以上で終わらせていただきます。